

第1 適格年金契約の要件に関する事項

変 更 後	変 更 前
<p>(退職年金に代えて支給する退職一時金)</p> <p>1-2 …… <u>租税特別措置法施行令(以下「措令」という。)</u> <u>第39条の36第4項</u>……………</p> <p>(共同委託契約及び結合契約)</p> <p>1-4 複数の法人が共同して信託会社、生命保険会社又は全国共済農業協同組合連合会(以下「受託機関」という。)と適格年金契約を締結する場合には、当該複数の法人間に(1)に掲げるイ又は口のいずれかの出資関係があり、かつ、(2)のイ及び口のいずれの要件も満たすことを条件にこれを認める。</p> <p>(1) 出資関係</p> <p>イ 当該複数の法人のうちいずれか一の法人が他のすべての法人の発行済株式の総数又は出資金額の <u>100分の20以上に相当する数の株式又は出資を有していること</u></p> <p>ロ 当該複数の法人のうちいずれか一の法人の株主等の1人(当該株主等が個人株主等である場合には、その1人及びこれと法令第4条第1項《同族関係者の範囲》に規定する特殊な関係のある個人を含む。)が、当該それぞれの法人の発行済株式の総数又は出資金額の <u>100分の50以上に相当する数の株式又は出資を有するものであること。</u></p> <p>(2) 退職年金規程等</p>	<p>(退職年金に代えて支給する退職一時金)</p> <p>1-2 …… <u>租税特別措置法施行令(以下「措令」という。)</u> <u>第39条の36第5項</u>……………</p> <p>(共同委託契約及び結合契約)</p> <p>1-4 複数の法人が共同して信託会社、生命保険会社又は全国共済農業協同組合連合会(以下「受託機関」という。)と適格年金契約を締結する場合には、当該複数の法人間に(1)に掲げるイ又は口のいずれかの出資関係があり、かつ、(2)のイ及び口のいずれの要件も満たすことを条件にこれを認めて差し支えないものとする。</p> <p>(1) 出資関係</p> <p>イ 当該複数の法人のうちいずれか一の法人が他のすべての法人の株式又は出資を有する場合において、当該株式又は出資の保有が法令第34条第2項《企業支配株式》に規定する企業支配株式又はこれに準ずる状況にあること</p> <p>ロ 当該複数の法人のうちいずれか一の法人の株主等の1人(当該株主等が個人株主等である場合には、その1人及びこれと法令第4条第1項《同族関係者の範囲》に規定する特殊な関係のある個人を含む。)が、当該それぞれの法人の株式の総数又は出資金額の総額の <u>100分の50以上を有するものであること。</u></p> <p>(2) 退職年金規程等</p>

変 更 後	変 更 前
<p>イ 当該複数の法人相互間に使用人の人事交流があり、かつ、その人事交流の場合にそれぞれの法人の退職年金規程に当該人事交流の対象となった使用人の転籍に際して相互に勤続年数を通算することが明定されていること。</p> <p>ロ 当該複数の法人のそれぞれの退職年金規程の内容が同一であること。</p> <p>(加入者負担掛金の限度等) 1-6 ……、これを認める。</p> <p>(<u>上場株式による過去勤務債務等に係る掛金の払込み</u>) 1-21 <u>法令第 159条第 2 項《上場株式による過去勤務債務等に係る掛金の払込み》の規定により過去勤務債務等に係る掛金等を証券取引所に上場されている株式(以下「上場株式」という。)により払い込む場合において、退職年金規程等に定める過去勤務債務等に係る掛金等の払込日(以下「払込日」という。)の 2 営業日前から払込日までの間のいずれかの日の証券取引所において公表された当該上場株式の最終の売買価格を払込日における当該上場株式による払込金額としているときは、これを認める。</u></p> <p>(他社勤務期間の通算等) 1-22 ……</p>	<p>イ 当該複数の法人相互間に使用人の人事交流があり、かつ、その人事交流の場合にそれぞれの法人の退職年金規程に当該人事交流の対象となった使用人の転籍に際して相互に勤続年数を通算することが明定されていること。</p> <p>ロ 当該複数の法人のそれぞれの退職年金規程の内容が同一であること。</p> <p>(加入者負担掛金の限度等) 1-6 ……、これを認めて差し支えないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(他社勤務期間の通算等) 1-21 ……</p>

変 更 後	変 更 前
<p>(掛金等の払込方法等の変更) 1-23……………</p>	<p>(掛金等の払込方法等の変更) 1-22……………</p>
<p>(要留保額の受益者等帰属) 1-24……………</p>	<p>(要留保額の受益者等帰属) 1-23……………</p>
<p>(年金契約の一部解除) 1-25……………</p>	<p>(年金契約の一部解除) 1-24……………</p>
<p>(給付の額の減額) 1-26……………</p>	<p>(給付の額の減額) 1-25……………</p>
<p>(不当に差別的な取扱い) 1-27……………</p>	<p>(不当に差別的な取扱い) 1-26……………</p>
<p>(信託財産等の運用に対する個別の指示) 1-28 法令第 159条第 1 項第12号《個別指図等の禁止》の資産の運用に関する個別の指図とは、事業主が当該資産の運用につき特定の不動産若しくは有価証券等の取得若しくは処分につき個別の指示をし、又はこれらの財産の数量及び金額並びに購入若しくは売却の時期を個別に指示する等の行為がこれに該当するのであるから留意する。 (注) 次の場合は、これに該当しない。 (1) 信託契約に係る信託財産の運用に関して締結された投資</p>	<p>(信託財産等の運用に対する個別の指示) 1-27 法令第 159条第 1 項第12号《個別指図等の禁止》の資産の運用に関する個別の指図とは、事業主が当該資産の運用につき特定の不動産若しくは有価証券等の取得若しくは処分につき個別の指示をし、又はこれらの財産の数量及び金額並びに購入若しくは売却の時期を個別に指示する等の行為がこれに該当するのであるから留意する。 (注) 次の場合は、これに該当しない。 (1) 信託契約に係る信託財産の運用に関して締結された投資</p>

変 更 後	変 更 前
<p>一任契約の内容が、<u>法令第 159条第 4 項各号《投資一任契約の内容》</u>に掲げる要件を満たす場合の当該信託契約の内容</p> <p>(2) <u>法令第 159条第 5 項《現物移管の指図》</u>に規定する要留保額の全部又は一部を他の信託会社等へ移管するために有価証券等の現物移管を行う場合における当該移管に係る事業主の指図</p> <p>(3) <u>法令第 159条第 2 項《上場株式による過去勤務債務等に係る掛金の払込み》</u>の規定により過去勤務債務等に係る掛金を上場株式により払い込む場合における当該払込みに係る事業主の指図</p> <p>(掛金等の払込遅延) 1 - 2 9</p>	<p>一任契約の内容が、<u>法令第 159条第 3 項各号《投資一任契約の内容》</u>に掲げる要件を満たす場合の当該信託契約の内容</p> <p>(2) <u>法令第 159条第 4 項《現物移管の指図》</u>に規定する要留保額の全部又は一部を他の信託会社等へ移管するために有価証券等の現物移管を行う場合における当該移管に係る事業主の指図</p> <p>(掛金等の払込遅延) 1 - 2 8</p>

第 2 特例適格退職年金契約の要件に関する事項

変 更 後	変 更 前
<p>(特例適格退職年金契約として承認を受ける場合の適格要件の判定時期)</p> <p>2 - 1 <u>措令第39条の36第 5 項《特例適格退職年金契約の承認申請》</u>又は<u>第12項</u>.....<u>同条第 4 項</u>.....(既に<u>同条第 4 項</u>.....)</p> <p>....</p>	<p>(特例適格退職年金契約として承認を受ける場合の適格要件の判定時期)</p> <p>2 - 1 <u>措令第39条の36第 6 項《特例適格退職年金契約の承認申請》</u>又は<u>第13項</u>.....<u>同条第 5 項</u>.....(既に<u>同条第 5 項</u>.....)</p> <p>....</p>

変 更 後	変 更 前
<p>(加入者数の継続要件の判定時期)</p> <p>2 - 2 ……<u>措令第39条の36第4項</u>……</p> <p>(年金給付水準)</p> <p>2 - 3 <u>措令第39条の36第5項又は第12項</u>……<u>同条第4項</u>…… ……<u>措令第39条の36第18項</u>……<u>同条第4項</u>……</p> <p>(受給資格)</p> <p>2 - 4 ……</p> <p>(1) ……<u>措令第39条の36第4項</u>……</p> <p>(2) ……<u>措令第39条の36第4項</u>……</p> <p>(3) <u>措令第39条の36第4項</u>……</p> <p>(特例適格退職年金契約における退職一時金)</p> <p>2 - 5 <u>措令第39条の36第4項</u>……</p>	<p>(加入者数の継続要件の判定時期)</p> <p>2 - 2 ……<u>措令第39条の36第5項</u>……</p> <p>(年金給付水準)</p> <p>2 - 3 <u>措令第39条の36第6項又は第13項</u>……<u>同条第5項</u>…… ……<u>措令第39条の36第19項</u>……<u>同条第5項</u>……</p> <p>(受給資格)</p> <p>2 - 4 ……</p> <p>(1) ……<u>措令第39条の36第5項</u>……</p> <p>(2) ……<u>措令第39条の36第5項</u>……</p> <p>(3) <u>措令第39条の36第5項</u>……</p> <p>(特例適格退職年金契約における退職一時金)</p> <p>2 - 5 <u>措令第39条の36第5項</u>……</p>

第3 申請手続

変 更 後	変 更 前
<p>(新規契約に係る申請書等の様式)</p> <p>3 - 1 ……<u>措令第39条の36第5項</u>……<u>措令第39条の36第12項</u>…… ……<u>措令第39条の36第5項又は第12項</u>……</p>	<p>(新規契約に係る申請書等の様式)</p> <p>3 - 1 ……<u>措令第39条の36第6項</u>……<u>措令第39条の36第13項</u>…… ……<u>措令第39条の36第6項又は第13項</u>……</p>

変 更 後	変 更 前
<p>(変更契約に係る申請又は届出の提出区分及び申請書等の様式)</p> <p>3 - 2 </p> <p>(1) <u>措令第39条の36第 5 項、第 8 項、第 9 項、第12 項若しくは第13項</u>..... (第 5 項及び第12項.....</p> <p>(2) <u>措令第39条の36第12項</u>.....</p> <p>(申請書等の記載事項の変更に係る変更届等の様式)</p> <p>3 - 3 <u>措令第39条の36第16項</u>.....</p> <p>(1) </p> <p>(2) </p> <p>(3) <u>措令第39条の36第 4 項</u>.....<u>同条第16項</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(申請書等又は諸届の添付書類等)</p> <p>3 - 4 </p> <p>(1) </p> <p>(2) </p> <p>(3) <u>措令第39条の36第 4 項</u>.....</p> <p>(注) 1 2<u>措令第39条の36第 4 項</u>.....</p>	<p>(変更契約に係る申請又は届出の提出区分及び申請書等の様式)</p> <p>3 - 2 </p> <p>(1) <u>措令第39条の36第 6 項、第 9 項、第10項、第13 項若しくは第14項</u>..... (第 6 項及び第13項.....</p> <p>(2) <u>措令第39条の36第13項</u>.....</p> <p>(申請書等の記載事項の変更に係る変更届等の様式)</p> <p>3 - 3 <u>措令第39条の36第17項</u>.....</p> <p>(1) </p> <p>(2) </p> <p>(3) <u>措令第39条の36第 5 項</u>.....<u>同条第17項</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(申請書等又は諸届の添付書類等)</p> <p>3 - 4 </p> <p>(1) </p> <p>(2) </p> <p>(3) <u>措令第39条の36第 5 項</u>.....</p> <p>(注) 1 2<u>措令第39条の36第 5 項</u>.....</p>

変 更 後	変 更 前
<p>(定型的な契約書の範囲内において変更することができる適格年金契約の変更事項等)</p> <p>3 - 9</p> <p>(1)<u>措令第39条の36第13項</u>.....<u>措令第39条の36第12項</u>.....</p> <p>(2)<u>措令第39条の36第12項</u>.....<u>措令第39条の36第13項</u>.....</p>	<p>(定型的な契約書の範囲内において変更することができる適格年金契約の変更事項等)</p> <p>3 - 9</p> <p>(1)<u>措令第39条の36第14項</u>.....<u>措令第39条の36第13項</u>.....</p> <p>(2)<u>措令第39条の36第13項</u>.....<u>措令第39条の36第14項</u>.....</p>

第5号様式

変 更 後	変 更 前
<p>上記の.....<u>租税特別措置法施行令第39条の36第4項</u>.....<u>同条第16項</u>.....</p>	<p>上記の.....<u>租税特別措置法施行令第39条の36第5項</u>.....<u>同条第17項</u>.....</p>